会議録

１　開催した会議の名称　第１７回小城市都市計画審議会

２　開催日時　令和４年３月２８日（月）　１０時００分から１１時３０分まで

３　開催場所　小城市役所　西館２階　大会議室

４　出席者　後藤会長、川久保委員、大家委員、香月委員、満岡委員、川口委員、西委員（委員７名）

永田都市計画課長、石井副課長、土井係長、原田主査（事務局４名）

大坪下水道課長、香田副課長、内田係長（下水道課３名）

㈱オオバ（オブザーバー２名）

５　傍　聴　なし

６　次　第　（１）開会

（２）挨拶

（３）配付資料の確認

（４）委員出席数

（５）審議会の公開・非公開

（６）審議

第１号　小城市都市計画マスタープラン（案）について

第２号　小城市下水道全体計画再編作業について

（７）閉会

※ホームページ公表に関して、
①委員名は、匿名にて公表します。
②開会、挨拶、資料確認、その他の内容は省略します。

＜開会＞

＜挨拶＞

＜配布資料の確認＞

＜委員出席数＞

〇事務局（石井副課長）

それでは、次第の４番、委員の御紹介及び委員出席数についてでございます。

本日、御出席の委員の皆様のうち、２号委員といたしまして、先日の小城市議会議員選挙による議員の改選において、市議会議員よりＤ委員が選出されました。Ｄ委員におかれましては、前任のＧ委員の任期を引き継がれる形で新たな委員に就任いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、同じくＣ委員におかれましても、引き続き委員に就任いただいておりますのでよろしくお願いいたします。

その他の委員の皆様の御紹介につきましては、委員名簿ですね、１枚目の委員名簿をもって代えさせていただきます。

次に、委員出席数についてでございますが、小城市都市計画審議会条例第７条第２項に、審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとなっております。本日、審議会委員１０名のうち６名に御出席いただいておりますので、本審議会は成立しますことを御報告いたします。

（１名、出席数確認後に審議会参加され、計７名の委員が出席）

なお、本日はオブザーバーといたしまして、都市計画マスタープラン見直し業務を行っていただいております株式会社オオバのほうより２名御出席いただいております。よろしくお願いいたします。

＜審議会の公開・非公開＞

〇事務局（石井副課長）

続きまして、次第の５番、審議会の公開・非公開については、審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、公開・非公開の決定は、審議会等の会長が当該審議に諮って行うもの

とするとなっておりますので、後藤会長にお諮りいただきますようお願いいたします。
〇後藤会長
会長を仰せつかっております後藤と申します。ただいま事務局に公開・非公開について確認してほしいとのことでしたけども、特に秘すべきこともないと思いますが、よろしいでしょうか。

〇委員
はい。

〇後藤会長
よろしくお願いします。

〇事務局（石井副課長）
ありがとうございました。それでは審議会及びその結果等については、公開ということで、進めさせていただきます。
なお、本日の審議会で傍聴の申し込みはあっておりません。

＜審議＞
〇事務局（石井副課長）
それではこれより審議に入りますが、審議につきましては、都市計画審議会条例第７条第１項に「会長がその議長となる。」とありますので、後藤会長の方よろしくお願いいたします。

〇後藤会長
はい、それでは早速ですけども、資料第１号、小城市都市計画マスタープラン（案）について、事務局より御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇事務局（土井係長）
改めまして、おはようございます。小城市役所都市計画課の土井と申します。
私のほうから都市計画マスタープランについての御説明をさせていただきます。座って説

明のほうをさせていただきます。
お手元の資料か、前のほうのスクリーンのほうを確認していただければと思っております。
それでは改めまして、小城市において令和２年から見直しを行ってきました都市計画マスタープランについて御説明のほうをさせていただきます。
まず初めに、今回から就任いただいております委員の方もいらっしゃいますので、計画見直しまでの経緯というところについて簡単に御説明のほうをさせていただきたいと思います。
資料１ページを御確認いただければと思います。よろしいでしょうか。
都市計画マスタープランにつきましては、都市計画法第１８条の２に規定されております、いわゆる市町村の都市計画に関する基本的な方針となっております。平成１７年に合併後、市として一体的なまちづくりの方針という形で、平成２０年に小城市都市計画マスタープランを策定し、計画的なまちづくりを検討・取組を行ってきたところでございます。
計画策定から１０年以上が経過しておりまして、その間に、社会情勢でありますとか大きく変化をしておりまして、市の最上位計画である総合計画についても、第２次総合計画が策定され、こうした変化の中、特に人口減少、高齢化が進んでいく中で、方針や施策を示していったということになっております。
今回のマスタープランについては、市の総合計画や県のほうで策定されております小城都市計画区域マスタープラン、この内容に即する形で、中長期的な視点から将来の都市像やまちづくりの方向性を示す形でつくっております。
なお、対象区域については、小城市全域が対象区域となっておりまして、期間としては、令和４年度からおおむね２０年程度を期間としております。
時間的な制約もございますので、マスタープランの中身を細かく説明ができないですが、どういった構成でできているのかという部分について御説明させていただきます。
４ページをよろしくお願いいたします。
まず、序章としまして、都市計画マスタープランについて御説明を先ほどさせていただいた分ですが、このマスタープランとはというところで序章を設けておりまして、次に、本市の特性と課題という項目で、小城市の特性、市民意向、現行計画の検証であるとか、市としての課題等を第１章でまとめております。
こうした特性や、課題を含めた上で、これからまちづくりをどうしていくのかといった部分で、こちらの第２章のほう、理念でありますとか方針、さらには将来的な都市構造とい

うものをまとめて、この目標に向けてですね、市全体として、分野別の方針と各地域ごとの特性に考慮した地域別構想といったものを今回新たに作成をしております。
そして、この計画の実現に向けてですね、市民・団体・行政等の役割や様々な実現化の方策、それと、プランの管理や改善といったものをまとめた部分というのがこの第５章という形で、以上がマスタープランの構成という形になっております。
今回のマスタープランの構成としては、この４ページに上げているような序章から第５章までのつくりで、マスタープランの実現に向けてというところまでをまとめさせていただいておりまして、ここの分につきましては、前回の１２月の報告でもこういった構成でつくっておりましたので、その１２月の中で委員の皆様からいただいた御意見ですとか、その後ですね、策定委員会、第４回目を開催したんですけども、そこで出た意見、修正を行った箇所を中心に本日は御説明を申し上げたいと思います。
まずですね、これは全体的な部分になるんですけども、計画の図の中に国道、県道を表示するところがあるんですけども、一部ちょっと県道の記載が入ってない部分がございましたので、そういった部分は全体の図面として県道の区域等の見直しをかけております。
次に、都市交通の移動流動についてなんですけども、１０ページ、１１ページですね。こちらはですね、佐賀県の地図がついているかと思いますけども、審議会の中で小城市のまちづくり、これを考えたときに福岡都市圏の流動を抜きにはちょっと考えられないのではないかという御意見を頂戴しまして、福岡県内への流動というのも図面上に追記するような形にしております。
次に２６ページですね。こちらは、現在の小城市内の都市施設の整備状況というところになるんですけども、以前１２月の段階の分ではですね、都市下水路と公共下水道という表記が混在しているような形で、ちょっと誤解を招く可能性があるという御指摘もいただきましたので、今回、都市下水路というものと公共下水道というのを分けて表記をさせていただいて、整備状況等が明確になるような修正をさせていただきました。こちらが修正分ですね。
次に、５１ページのほうをよろしくお願いいたします。
こちらはですね、将来的な市街地の将来都市構造をどうするのかというところで、前回の会議の中でも議論いただいた部分だったんですけども、一体的なまちづくりをこれから行っていくということを目指して、都市連携軸及び市街地誘導ゾーンといったものを設定しておりました。これが、スクリーンだけなんですけども、こちらのですね、この将来市街

地ゾーンというのと市街地誘導ゾーンという表記をこの図面上でさせていただいていましたけども、そこで意見としていただいたのは、人口減少社会を迎えていく中で市街地を増やす方向性というのが妥当なのかというところとですね、そこの誘導ゾーンという表現まで含めて再度検討を行ったほうがいいのではという御意見を頂戴しておりまして、こうした意見をいただいたということをちょっと策定委員会の中でも御報告させていただいて、表現等も含めて改めて検討させていただいたところ、これが今お手元にお配りしている分になるんですけども、まず、赤枠の、先ほどのこれですね。将来市街地ゾーンというのはちょっと今のこの計画の中では表現するべきものじゃないのかなということで、策定委員会の中でも意見がありましたので、この赤枠をちょっとまず外させていただいているというのと、市街地誘導ゾーンというこの表現ですね、こちらはちょっと策定委員会の中でも、ちょっと表現として強過ぎるんじゃないかという御意見もありましたので、市街化検討候補地という形で表現も改めさせていただいております。

どこがそういうところになるのかというのは、この図面上、見ていただくと、主に小城駅ですとか、牛津駅、久保田駅といった周辺の箇所を検討の候補として、こうした箇所が潜在的に市街地になるポテンシャルがある地域だよというところを表記するにとどめたという形になっております。

こちらのゾーンについては、市が直ちに市街地化を行っていくということではなくて、将来的に市街化が確実になった段階で、市街地に転換を図る場所として捉えているという状況になっております。

以上が、前回の報告後、主に修正を行った箇所という形になっております。

次が最後になるんですけれども、これまでの計画策定の経過についてですけども、１０５ページのほうを御覧いただければと思っております。

こちらについてはですね、都市計画マスタープランの見直しの策定作業を令和２年度から開始いたしまして、１２月に最後の策定委員会のほうを実施いたしました。年明けからはですね、市民の皆様からの御意見を頂戴するためにパブリックコメントのほうを１か月実施させていただきましたのと、併せてちょっと説明会のほうを開催させていただいたところになっています。それで、これをパブリックコメントまで入れた上で、本日の都市計画審議会に最終的な案という形で出させていただいているという形になっております。

私のほうからの説明は以上となっております。よろしくお願いします。

○後藤会長
どうもありがとうございました。
初めての方もいらっしゃるということですけど、令和２年度、３年度にかけて、この都市計画審議会とは別の、都市マス委員会ですかね。

○事務局（土井係長）
策定検討委員会ですね。

○後藤会長
はい、そちらで十分議論をして、案を作成されているのと、あと、間違いを見つけてしまいました。
１０５ページ、都市計画審議会に対しては、令和３年１２月ですね、一度御説明、１０５ページの都市計画審議会、令和４年じゃなく３年、昨年１２月に御説明いただいていますので、そこで、先ほど御説明があったような指摘をさせていただいて、案をつくってもらっているというような、そんな御説明だったかと思います。
手続的には、この都市計画審議会で、諮問されて答申という作業に入るということですので、最後の説明かなと思います。何か大きな修正というのは多分難しいと思いますけれども、何か意見、感想なりありましたらよろしくお願いいたします。
はい、どうぞ。

○Ｃ委員
ただいまの５１ページの将来都市構造図というところの、市街地誘導ゾーンという表現が消えて、市街化検討ゾーン、市街化検討候補地というところが新しく表現として出てきたと。そこのエリアというのは、地図で見ると何色。

○事務局（永田都市計画課長）
斜線がかかっている部分。久保田駅のところや小城駅の南の方のインターとの間など。

○Ｃ委員
そこのエリアというのは、もうちょっとクリアに見えるような印刷にはなるんですか。

○事務局（土井係長）

４９ページのほうがですね、もうちょっと分かりやすいといいますか、先ほどのページはもう全ての土地利用、道路の分とかも全部含めた分で表現していますので、土地利用の分だけで言うと、この４９ページのほうが見やすい図面になっているのかなと思います。

○Ｃ委員

はい、分かりました。

それから、前回の勉強会でですね、Ｅ委員の御意見で、佐賀唐津道路の小城インターの周辺の方向性をプランで入れたほうがいいのかなという、御意見があったかと思うんですけれども、それはどこかに反映というか、検討して表示というのは出てきてるんでしょうか。

○事務局（土井係長）

まずですね、佐賀唐津道路の小城インター付近と言いますと、先ほど委員のほうにお話いただいた市街化検討候補地という形で、今、小城駅の南のところ、現在の市街地のところが、ここの部分になるんですけど、ちょっと見えにくいですかね。現在の市街地としてはこういう形になっているんですけども、インターが通ることによって、その周辺というのがある意味、市街化する可能性があるんじゃないかということで、今回はここの部分ですね、先ほどの候補地のゾーニングという形で入れさせていただいておりまして、それとですね、小城のほうの地域別構想ですね、ちょっとお待ちください。

７９ページのほうとかを御覧いただくと、７９ページ以降ですね。こちらが小城のほうの地域別構想になるんですけれども、例えば地域づくりの課題という形で、交通体系のところで言いますと、広域連携の強化というところになるんですけども、ここに佐賀唐津道路及びインターチェンジ、周辺道路の整備の促進という形を記載させていただいておりまして、あと、市街地のところで、拠点形成のところで、こちらは８１ページにありますけども、①の拠点形成のところの黒ポツの上から三つ目ですね、長崎自動車道というところからなんですけども、中段のところに佐賀唐津道路小城インターチェンジの設置も見据えて、もてなしの拠点として地場産業や本市の個性を発信する地域情報発信機能の集積、こういったところとか、あと、③の交通基盤整備のところですね、佐賀唐津道路の整備促進、あとうちのほうで別途持っております道路網整備計画、こういったところも含めて記載をさせていただいているという形になっております。以上です。

○Ｃ委員

分かりました。

それからですよ、すいません、ちょっと私だけかもしれないんですけど、このマスタープランの中でも表現として、無秩序な市街地の拡大って、無秩序な拡大というのが結構何か所か出てくるんですけど、それって以前も議会の多分中で、表現としてどうなのかということが議論になったことを覚えていて。無秩序って、一応法の下に、法的に適応して開発っていうのは進められていると思っているんですけど、その辺りの無秩序な市街地の拡大って、何か検討とか議論とかにはならなかったのかなってちょっと思っているんですけど。数か所、ちょっと私が見たのは、主に三日月辺り…、まあ住宅開発に関してよく出てくるんですよね。

○事務局（永田都市計画課長）

法的な規制はできないんですよね、立地適正化計画だけでは。抑えることができないので、どうしても広がっていくというのは、やっぱり考えられるかなと。

○後藤会長

例えばどこか一つページを紹介いただけますか。

○Ｃ委員

例えば４９ページの（４）の土地利用の下から３行目にもありますし…。

○オオバ（オブザーバー）

よろしいですか、すみません。４９ページに無秩序な市街地の拡大という、幾つかのページに出ていますが、ここで意図しているのがですね、例えば三日月のほうで、ミニ開発じゃないですけど、住宅開発がぽつぽつと、特に佐賀市さんのほうからの需要が流れてきて開発が進んでいるかと思います。で、あの状態でどんどん住宅地というのがぽつぽつとできていくと、どうしてもまちとして道が複雑になってしまったりとかですね、いろいろと問題が起きてしまうというのを無秩序というふうに表現していて、通常であれば、都市計画で言えば、用途地域とかいろいろと土地利用をコントロールすることで、秩序立った都市づくりというのを進めていくんですけども、今まだそこの段階に至れてないと、コント

ロールまでできていないという中で、今、無秩序な市街地の拡大という表現をさせていただいていますが、それを将来的にしっかり抑制していこうという意図で書かせていただいております。

○Ｃ委員

８４ページの三日月の地域づくりの目標、土地利用、そこにも無秩序な開発を抑制する土地利用の規制・誘導というのがあって、三日月地区が大きく住宅として開発されてきた平成６年、８年、その辺りからずっとこの無秩序な開発・抑制というのはずっと出てきてたので、その一番下にある、開発圧力の適正な誘導を図りつつっていうその辺りにもあるとは思うんですけど、ちょっと私は気になる表現だなと思って。もう何十年も…、何十年というかな、結構長いことこの表現が使われているので、ちょっと私は違和感を感じているところですけど。

○Ａ委員

私は長年、農政審議会でずっと携わっているんですけど、一方的な無秩序という、ぽんと、何もないようなところにぽんと住宅ができるような開発というのは審議会あたりではかなりちょっとストップをかけたりとかしているわけです。ただ、ぽつんぽつんとあって、真ん中辺が…。大体、審議会は新たな広がりをなくすというのが農政審議会であったんですよね。それで、もう既にある程度入っていると、今まで、村なかというものがあったりすると、もうそこは無秩序じゃないんじゃないかという言い方は、我々もそういうことで許可は与えてきていたんですね。だから、県のほうも農政審議会、県庁のほうも新たな一歩のところにはなるべく出て行かない、それか、今はもうほとんど農家も分家住宅あたりぐらいしか住宅は入れられないんだから。だから、住宅開発が入るときは、周りができているからそこら辺は仕方がないだろうというような発想ではあるんですね。だから、そこを、私もできたら、それを無秩序かというのはちょっと違うかなというふうに思います。別に今までないような地域に新たにぽんとあれはなかなか審議会にしても抑制をしたりしているんですね。

ここでこういう表現があるから、町としてもなるべく優良な農地を潰すまいと、そういう圧力もあるし、ただもう周りは埋まっているから真ん中を残しても結局そこは農作業の人もなかなか周りの住宅との兼ね合いで、防除とか何とかできないということであれば、あ

る程度もう許してもしようがないんじゃないかという発想が審議会の中でもあるわけですね。ですから、そこら辺は、それを無秩序というのかどうかはちょっと私も判断に迷うんですよね。
農政審議会としてはそういう感じで、新たなところには止める。ただ、もう周りに幾らかできていると。真ん中辺が幾らか空いているところを、ある程度住宅ができているというのはもうしようがないと。もうどっちかといったら、農業からいったら、もうそこら辺で幾ら農業で作ろうと思っても、防除とか何かで周りに迷惑をかけるから、どっちかとしたら、もう埋まってしまったほうがいいみたいなところも農業関係としてはあるんですね。

○後藤会長
よろしいですか。
興味深い御指摘という言い方でいいのか分かりませんけど、私なりに、違和感があるというのは、多分都市計画的用語でいくと、三日月というのは都市計画のいわゆる強い規制が入る前に、制度としてですね、ああいう住宅地の増加が見られて、一方で、非常に人口が増えたり、数値としては、なったんですけども、要するに都市計画の基本的な考え方というのは、ある程度連担しながら、将来この辺りに増やそうとか、そういう計画の基にという理想があるんですけど、三日月の場合は、言葉は悪いかもしれないんですけど、場当たり的にというか、ここ、ここ、ここという、その過去の住み方を、それを無秩序と言っているわけではないでしょうけども、やはり連担的に今後はやっていくために、無秩序ではなく、秩序、あるいは計画的にという、そんなニュアンスなんですよね。確かに、三日月に住んでいる方から考えると、過去において無秩序に開発された市街地だという言い方は失礼なのかなという気もちょっとしますので、その辺り…。そう思うんですけど、いかがですか。そういうことですか。

○事務局（永田都市計画課長）
都市計画のほうから言わせてもらえば、先ほどオオバさんが言っていたように、やっぱり用途とかを貼るのが、やっぱり普通、都市計画をつくるまちをつくっていくときはやっぱりそういう用途を貼るんですが、それ以外、貼ってないところで、用途とかをうちが貼ってないんでですね、ちょっとまばらになって、広がって、にじみ出しで広がっていくのをこういう表現でちょっと…。

○後藤会長

一般にそう使います。

○事務局（永田都市計画課長）

ちょっと記載させていただいているというところなんです。

○Ｃ委員

実は自分も三日月に住んでいて、都市計画区域に入る前というかな、ですよね。

○事務局（永田都市計画課長）

はい。

○Ｃ委員

そういう宅地開発で入ってきたそのものなので、多分会長がおっしゃったような地域的な感覚としてはですね、ちょっとそれはないんじゃないみたいな。だから、そういうのはやっぱり。

○事務局（永田都市計画課長）

表現ですよね。

○Ｃ委員

表現、うん。だから、多分、また本庁舎で見るときあたりのいろんな機会のいろんなやり取りの中でも、それはちょっと違和感あるって出身議員は言ってましたね。だから、それがちょっと何か所も使われているということは、それが例えば業界用語というか、その計画の中では常套に使われる表現なんだろうとは思うんですけど。

○後藤会長

ですから、まあ、これまでというより、今後、簡単に言うとですね、ぽつんと離れてミニ開発が行われると、やはり下水道の距離とかですね、インフラ整備にはコストがかかりますので、そういうことを都市計画側としては気にしているんだと思います。

何かあります、コンサルからですね。
すごい、この地域らしい議論だと思いますけど。

○オオバ（オブザーバー）
ですね。これまで三日月の地域に関しては住宅開発が進んできたという背景で、都市計画の見方からすれば、どこでもかしこでもぽつぽつぽつぽつというふうに住宅が建ってしまうのは、先ほど先生がおっしゃられたとおり、道路を整備しなきゃいけないし、下水道も整備しなくちゃいけないというんで、薄く広くしながらの開発が進んでしまうと、どうしても都市経営上、都市を維持するにはすごいお金がかかってくると。人口減少という中で、今後ちょっと人が減ってくれば税収も減ってくるだろうという中で、やっぱりある程度まとまりを持ってまちをつくっていかなくちゃいけないという中で、三日月地域に関しましては、無秩序な開発を抑制、それに土地利用の規制・誘導という形で、もう少しこういった一定のまとまりを持った市街地形成というのを進めていきたいという意思表示で書かせていただいているところではあります。
少し強い表現だったかもしれないんですけども、特に三日月地域の特徴でもあるかなというところで表現をさせていただいているところでございます。

○事務局（石井副課長）
Ｃ委員がおっしゃったように、確かに表現、まあちょっとここの４９ページ辺りですね、私も三日月なんですけれども、無秩序という表現自体がちょっと違和感というふうな御意見だと思うんですけど、今この都市計画と、やっぱり全体的な都市計画マスタープランということの中の一つの表現であるんですけど。用途地域を貼るとまたなかなかそこでも規制がかかっちゃうので、そういった用途区分とか用途地域をですね、我々も今まだ区分として指定をその調整するのがなかなか大変なので、できない状態において、いわゆる乱開発じゃないんですけども、そういった秩序あるいは無秩序という表現は、ここの中で表現として、ちょっと違和感があるというような御意見がございますけども、表現として、そういった表現を残してですね、全体的な都市計画の今後の方針づくりという形で進めていったほうが、土地利用の方針とかに関しては、こちらのほうが。都市計画のマスタープランの一つの表現のツールとしては、そちらのほうで今、一般的にも使われているので、それでちょっとさせていただいたらどうかなということを我々としてはありますので。パブ

コメ関係も一度、もうお諮りをしているような内容でもありますので、まあちょっと表現自体ですね、私も三日月で、その辺は違和感はあるというかですね、表現としてのいろんな御意見はあるかなと思いますけども、あくまでそこ都市計画マスタープランの中の方針という形の開発土地利用に関しては、そういった表現のままということでいただきたいなとは考えています。

〇Ｃ委員
分かりました。

〇後藤会長
はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
ちょっと私から。細かい修正で、さっきの凡例の文字をもうちょっと、私も老眼が始まって、さっきの読みにくいという話なんですけど、例えば５０ページの凡例とか、凡例を大きくするという問題なのか、図を１１０％拡大とか、少し文字を見やすくしてほしいなという、できる範囲で、もう最終なのかもしれないですけど。
いいですか、そういう細かい話して。できればというぐらいの要望です。

〇事務局（土井係長）
対応が可能な分については、図面等ですね。

〇後藤会長
それと本当に細かい話で、５ページのですね、最初に御説明した人口減少のグラフですけど、これも恐らく非常に基本的で大事な図で、今後もここの部分だけ特筆されるかもしれないですけど、高齢者率が平成２年、２１から３６になるんですよね。そうですよね、いいですよね。

〇事務局（土井係長）
はい。

〇後藤会長
これは多分、赤にしたほうが分かりやすい。瞬間的に見て、この数字がちょっと見えにくかったので。

〇事務局（土井係長）
それは０歳から１４歳までを分けるという…。

〇後藤会長
いやいや、全体的に。棒グラフでいくと赤が高齢者ですよね。

〇オオバ（オブザーバー）
棒グラフと折れ線グラフの色の関係を整合させるということですね。すいません。

〇後藤会長
はい。細かい話だけど。多分ここを我々どう受け止めるかということだと思うんですよね。平成２年から令和２７年、これはあくまで推計ですけど。そうですね。令和２年６３というのは、いわゆる６５歳以下人口、つまり現役世代と言われる、もう今７０でも現役なんですけど、それが５１に下がり、高齢化率３６％というのは、どう考えるかですね。そういう数字だと思いますので、図をちょっと見やすくしていただければなと思います。
あくまでこれは推計なので。とはいえ、若い世代を取り込むという施策は、いろんな地域でやっているので、子育て世代がどんと入ってきて、この率が大きく変わるというのはまずないと思っています。
ほかに。

〇Ｃ委員
ちょっと細かいことですけど、例えば１０ページの、先ほど福岡都市圏との流入・流出というものが新しく付け加えられたということがありますが、福岡県という数字があって、それにブルーが流出ですよね。そしたら、そのブルーの横に赤で６５６とあるのは、これ青じゃないですか。６５６人が流出で青で、１６１の流入としている１６１が赤ではないのかなと思ったので。

〇事務局（永田都市計画課長）

逆です。色を合わせます。

〇事務局（土井係長）

色は合わせます、そこは。すみません。

〇Ｃ委員

じゃあ、その次のページ……。

〇事務局（土井係長）

も同じ。

〇Ｃ委員

１１も同じ。福岡県だけですよね、多分、逆になっているのは。

〇事務局（土井係長）

そうです。追加した分が逆に。

〇Ｃ委員

それと、すいません、細かくて。９９ページの（３）の協働のまちづくり制度の活用の、その３段下、「都市計画提案制度」の「都市計計画提案制度」となってるのが。「計」が一つ多いのかなと。分かりますか。

〇事務局（土井係長）

文言のところですよね。「都市計画計画提案制度」という計画が二つ入っているということ。

〇Ｃ委員

計画というか、「計」が二つ。

○事務局（土井係長）
「都市計計画」になっていますね。計の字が１個多いということですね。ここは修正をいたします。すみません。

○後藤会長
はい、ありがとうございます。
もうちょっと見直していただければと思います。少なくともミスがないようにしてください。
ほかにいかがでしょうか。

○後藤会長
それでは、特に意見がないようですので、ここで採決しますか。

○事務局（土井係長）
そうですね、各議案ごとに採決をお願いします。

○後藤会長
それでは、この案に対して採決をいたします。
小城市都市計画マスタープラン（案）について御承認いただけますでしょうか。

○委員
はい。

○後藤会長
はい、ありがとうございます。では、事務のほうで手続を進めていただければと思います。

○後藤会長
　続きまして、第２号議案、小城市下水道全体計画再編作業について、事務局より御説明をお願いいたします。

○下水道課（内田係長）
おはようございます。小城市下水道課の内田と申します。
小城市下水道全体計画再編の作業について御説明をさせていただきます。すみませんが座って御説明をさせていただきます。
御説明をいたします内容としましては、下水道全体計画再編の目的と下水道全体計画再編作業について、それと、今後のスケジュールについて御説明をさせていただきます。
まず、下水道全体計画再編の目的としまして御説明をいたします。
資料の３番の地図を見ていただけたらと思います。
小城市のほうではですね、下水道等の整備としまして、公共下水道事業による整備、それと特定環境保全公共下水道による整備として、５処理区で整備を行っております。それと、農業集落排水事業としまして３処理区での整備を行っております。それと、下水道でも農業集落排水でもない区域につきましては、小城市のほうで、市営浄化槽という形で浄化槽の整備を行っております。
お手元の地図で見ますと、赤色の区域が公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道の区域になります。青枠の区域が農業集落排水事業の区域、それ以外の黄色に着色しております区域が市営浄化槽の区域となっております。
続きまして、小城市下水道全体計画再編の目的ということで御説明をさせていただきます。
現在の計画が、平成２１年に基本構想、全体計画等を策定しておりまして、計画から約１０年が経過しております。その間に人口減少や物価上昇といった下水道事業を取り巻く社会情勢が大きく変化しておりまして、また、国のほうからも令和８年度に向けた概成への指導、よく１０年概成ということで言われておるんですけども、その指導があっておりまして、令和９年度以降の国からの補助金交付が不透明な状況となっております。そのような状況を踏まえまして、見直しを行うように計画をしております。
そのページの下のほうですけども、小城市の実績の工事単価ということを載せております。
そこで、平成２１年、計画当時の工事単価、それと今年度の令和３年度の工事単価というところで、右端のほうに上昇率ということでしておりますけども、１２２％から３１６％までありますけど、大きく上昇をしている状況となっています。
続きまして、集合処理及び個別処理の主な特徴ということで、下水道や農業集落排水等の集合処理と市営浄化槽などの個別処理の違いとしまして、そこにいろいろ書いてはおるんですけども、大きく分けますと、下水道等の集合処理につきましては、処理場で一括で処

理をする方式ということで、市街地や家屋がまとまった集落に対して効率的な整備が可能となっております。
浄化槽等の個別処理につきましては、汚水を個別で処理する形になりますので、家屋が散在した集落において効率的な整備が可能となっております。
これらを踏まえまして、計画再編への作業を進めていきたいと思っているんですけども、作業の進め方としましては、基本的に国土交通省、農林水産省、環境省の３省合同で作成をされました持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルに基づき、経済性や地域のニーズ等を勘案しながら計画を進めていきたいと思っているんですけども、それプラスですね、実際の事業費でありますとか、住民意向等を踏まえたところで、現実により近い形で検討を進めていきたいと思っております。
ページの下のほうに業務のフローを示しておりますけども、次ページ以降で内容を御説明したいと思います。
まず、将来行政人口及び将来世帯数の予測が大きな重要なところになってくるんですけども、将来の行政人口及び世帯数につきましては、集合処理と個別処理の施設規模や概算費用を算定する必要な要素となっております。将来行政人口につきましては、第２次小城市総合計画後期基本計画策定にあたって、将来人口を推計された小城市将来人口推計を採用したいと思っております。世帯数につきましては、その将来人口を将来世帯構成人員で割り返して算出をしたいと思っております。
続きまして、経済比較に用いる費用の算定ですけども、現実的な判定を行うために、管路施設や浄化槽の建設費は、小城市における直近３年間の実績単価を採用したいと思っております。その他の費用につきましては、先ほどのマニュアルに示されている費用を使用したいと考えております。
次に、検討単位区域の設定ですが、検討単位区域とは、集合処理か個別処理かを検討する上での一定の家屋の集合体のこととなります。その集合体ごとに、個別が有効なのか、集合処理が有効なのかという判断をしてまいります。
続きまして、検討単位区域ごとの将来人口、世帯数の設定ということで、人口減少に伴い、現況と将来で、集合処理、個別処理の区域が逆転する可能性もございます。このため、先ほど述べました検討単位区域ごとに、将来人口、将来世帯数を設定してまいります。
続きまして、経済性を基にした集合処理、個別処理の比較ということです。検討単位区域ごとに集合処理が有利なのか、個別処理が有利なのか、それぞれ特性を踏まえまして経済

比較を行います。その後、それぞれの処理区域を設定してまいります。
続きまして、集合処理区域と個別処理区域の接続検討ということで、集合処理区域には、隣接する個別処理区域を、接続管を敷設することで経済的に有利になる場合は接続し、一つの集合処理区域として設定をします。
先ほど御説明しました個別の処理区域ごとに、集合処理、個別処理の判定を行うんですけども、集合処理が有効なブロックの隣の区域、そこも含めて整備をした場合にはまた、集合処理が有利なのか、個別処理が有利なのかということを判断しまして、そのブロックの接続等について検討を行ってまいります。
続きまして、地域特性、住民意向等を考慮した集合処理区域の設定ということで、集合処理区域、個別処理区域の設定に当たっては、市の財政面、事業期間、既設処理場の状況や住民意向について考慮し、総合的に判断をいたします。
下水道整備の効果が発揮されるためには、下水道に接続され利用してもらうことが重要となってまいりますので、下水道未整備区域の一般家庭及び事業所を対象として、昨年、住民意向調査を実施しておりますので、その調査結果を考慮して検討を進めてまいりたいと思っております。
続きまして、今後のスケジュールなんですけども、スケジュールなので進捗によって変わる可能性もございますが、今の計画としましては、令和４年６月で、小城市都市計画審議会勉強会におきまして、小城市下水道全体計画再編（案）の提示及び意見聴取を行いたいと思っております。その後、７月に公聴会を開催したいと思っております。８月に、これらの意見を踏まえまして、最終版の案をお示ししたいと思っております。その後、また８月に案の公告、縦覧及び意見の聴取を行いたいと思っております。これらを踏まえまして、１０月に小城市都市計画審議会におきまして、都市計画変更（案）についての審議をお願いしたいと思っております。その後、１２月、佐賀県と都市計画変更の協議を行いまして、令和５年２月に都市計画の決定及び告示縦覧を行いたいと思っております。
私のほうから御説明は以上となります。

〇後藤会長
はい、ありがとうございます。
それでは、ただいまの説明について御意見や質疑等をお伺いいたしたいと思います。
私からちょっと確認というか、教えていただきたいんですけど、経済比較ですかね、これ

の基本的な考え方の確認なんですけど、あくまでこれは建設コストより初期のイニシャルの建設コスト及びそれを純粋に実施管理していく上での維持管理コストで比較するという、これはもう国全体の方針です。受益者の負担がどうのこうのではなくて、あくまで建設的なコストだと。

○下水道課（内田係長）
そうです。もうイニシャルコスト、ランニングコストを含めてトータルでのコストの比較を行ってまいります。

○後藤会長
ありがとうございます。いかがでしょうか、ちょっとスケジュールの確認ですけど、勉強会後の少し御説明を…。今日の都市計画審議会は。

○下水道課（内田係長）
今日の分は入っておりません。

○後藤会長
入ってないんですね。

○下水道課（内田係長）
はい。今日はですね、こういう形で再編作業を進めていきたいと思っています。

○後藤会長
今後の話ですね。

○下水道課（内田係長）
はい。御説明をさせていただきました。

○後藤会長
最終的には令和４年度の末には提出したいということですね。

何かいかがでしょうか。図についての説明は特にはなかったんですけど。何かここでどうということではないのかも分からないけど、御感想でも。

〇Ｅ委員
ちょっとお尋ねです。これは何か公表資料か何かになるんですか。

〇後藤会長
何かオフィシャルな位置づけになるのかということですか。

〇Ｅ委員
はい。

〇下水道課（大坪下水道課長）
資料的には公表する方向で考えています。

〇Ｅ委員
先ほど経済比較という話が出たときに、下水道全体計画再編の目的の中の平成２１年度の施工実績によるコストですね、令和３年度、上昇率で１２０％とか３００％とか書いてありますけど、これはあくまでも最近の実績であって、同じ条件の中での工事費じゃないですよね。何が言いたいかというと、平成２１年度のときのこの同じ条件で同じとこでやって６２万円になるというのではなくて、最近の３か年なり５か年の推進工法の小城・三日月地区でやったときの単純にメートルで割ったときの単価ということですよね。

〇下水道課（内田係長）
そうですね。２１年度に工事した地区の分と令和３年度に工事した地区の分というところになりますので。
真ん中の分、小城・三日月と書いているところの分がちょっと極端に高くなっているかと思うんですけど、小城とか三日月の一番の違いは三日月の南部のほうと土質が大きく違うというところで、推進工法については物すごく高額になって、３倍ほどとなっております。
一番下の牛津とか芦刈につきましては、土質等の違いはございませんけども、物価上昇等

の影響で１７５％まで増えてきているという状況になっております。

〇Ｅ委員

今おっしゃったので、推進工法の牛津・芦刈が１２年ほどたって、１．７５倍になっているというのは、そんなに不思議に思わなかったんですけども、地盤の話で言うと、三日月とか小城よりも牛津・芦刈のほうがもっと悪いんですよね。だから、地盤が悪いという説明だけでは説明がつかないのかなと思って。

〇下水道課（内田係長）

地盤が悪いというか、工事をする上での地盤の良し悪しなので、牛津とか芦刈は柔らかい地盤なので、高額な推進機械を使わなくても施工ができているという状況です。

小城とか三日月に入ってまいりますと、礫ですね、石とかを多く含んだ地盤になりますので、ちょっと特殊な推進機械じゃないと工事ができないという状況になっておりますので、通常の地盤が良いとか悪いとかとはまた別の話になってまいります。

〇下水道課（大坪下水道課長）

一般構造物とかだったら、基礎でお金がかかるんですけど……。

〇Ｅ委員

じゃなくて、言いたいのは、これは同じ条件でやってないので、今後かかるお金を何か算定しているというわけじゃないということなんですよね。

本来だったら、経済比較というんだったら、同じことをやるときに、これとこれを比較した場合に、こちらが高いですよというのが正解なのに、これは明らかに意図的に、こうすると高くなるので個別処理に持っていきますというふうに見えるんですよね。

実際のところはそれで私もいいと思うんですよね、実際のところは。ただ、これはあまりにも意図的に高く見せているので、逆に不信がられるんじゃないかなと。開削工法の１．２倍しかなってないというのがちょっと逆に不思議に思ったんですけども、ちょっとこれ、わざとらしく見えてしまうんじゃないかなと。条件があまりにも悪いところばっかり取って、こんだけお金がかかるからやめたほうがいいですよというのを。いやいや違うでしょうと。同じやり方をやった場合は、これとこれで比較せんといかんから、じゃあ違うやり

方もあるんじゃないですかと言われたときに、いやただ単に３年間の実績でとか言ったら、言っていることがおかしくないですかとなったら、そこはもう少し考えたほうがいいんじゃないかなと。

個別処理が有利というのは何となく分かるんですね。それはもう我々は分かるんですけど、これは何か極端過ぎるようなんで、だから個別がいいですよというのは、持っていき方がちょっと強引であるんじゃないかなと思うんですよ。

〇下水道課（内田係長）

意図的に出している数字ではないです。場所が違うんですけど、やり方としては全く同じやり方で工事をした場合に、これだけ違うということなんで。工事は進んでいくんで全く同じところで比較ということはないんですけど、実際に工事費としてこれだけかかっていますっていう形で、やり方を特別変えているとか、何かを変えているとか、そういう形ではないです。

〇後藤会長

あと、僕も今聞いていて思ったのは、小城・三日月といってもばらつきがかなりありますし、この数字が独り歩きするとよくない。二つの比較になっているから。牛津や芦刈は安くて、こっちは高くてという。だから、そこはこの地区の中でも実際は単価が全然違ったりするわけですか。

〇下水道課（内田係長）

別です。

〇後藤会長

だから要するに、誤解されないように、慎重に。意図的とかではないというのは分かりましたけど。

〇Ｅ委員

出し方がですね、これすると、本当の経済比較じゃないって言われかねないんですね。なので、こういう出し方はあまり好ましくないんじゃないかなと思って。経済比較というの

はある程度ほかのと、こっちのやり方とこっちのやり方で、同じ場所で同じ条件でやったときにどうなりますっていう比較しないと、単に実績ですもんねということにすると、これは違うとは言いながらも、安易にやってしまったと受け止められかねないので、そこは見る人が見るとやっぱり文句言いたくなるんじゃないかなと思うので、見せ方は考えたほうがいいんじゃないかなという意見です。

〇後藤会長
そこについては、御検討ください。

〇下水道課（内田係長）
上げ方については、また検討したいと思っています。

〇後藤会長
ほかにいかがでしょうか。

〇Ｂ委員
非常に大事なこと、要望を参加委員に言われたとおりなんですけど、根本的に言って経済効果、特に後藤先生から言われたとおりなんですけど、イニシャルとランニング、基本的に毎年、下水管は毎年古くなってきて、そのやり替え工事も含んだところでの採算ベースを常に考えて、この価格体制とか、下水道の市営浄化槽の管理というのは考えておられるかなというところが非常に大事なところなので、将来にわたって、３０年後５０年後に、後輩の皆さんが、この公共下水道を維持するのに市は破綻しますという状況に陥ることがないような試算のやり方をしっかりとお願い申し上げたいなと思ってます。
今現在でも多分、当初やった下水管のやり替え工事、並びに今から先、どうしてもまだ地震のおそれが恐ろしく高いという状況で、公共下水道は果たしていいのかどうかというのが非常に問題かなと思いますので、やっぱりしっかりと考慮して、単価を考慮して、しっかりと値上げをするなら早めにやっておいたほうがいいんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○後藤会長
はい、ありがとうございます。
ほかに。

○Ｃ委員
資料３のこの計画図とですよ、これから再編作業が進められて、例えば６月に示される再編（案）との関連というのはどういうふうなことでしょう。

○下水道課（大坪下水道課長）
はい。この区域図がですね。特に青については農業集落排水事業で、今、整備自体は終わっておりますが、赤の下水道事業につきましては、今、まだ未整備のところが多く残っております。それをいかにどこまで変えていくかというのを今検討している。こういうやり方で検討するよということをお話しさせていただいてますので、今後６月にはこの赤の区域がぐっと変わってくるのではないかと思います。

○後藤会長
これ、だからもうちょっとこれも正確にどういう形容がつきますか。整備計画図となっていますけど。

○下水道課（香田副課長）
現計画になります。

○下水道課（大坪下水道課長）
今、この資料３は現計画です。

○後藤会長
だから何年度、これ都市計画ですよ、まさに。

○下水道課（大坪下水道課長）
そうです。

〇後藤会長

都市計画で決定しているんですよ。だから、いついつの計画図だということを多分常に言わないと、これも誤解されますよ。

〇Ａ委員

ちょっとすみません、赤の薄いところと濃いところがあるように見えるんですけど、これは何か違いがあるんですか。

〇後藤会長

家があるとちょっと濃く見える。

〇Ａ委員

ああ、家があるところが…。

〇後藤会長

家があるところというか、家のラインが残っているからですね。

〇Ａ委員

なるほど、そういうことか。

〇Ｃ委員

そしたら、この赤のところの公共下水道計画区域（現）ですね、それがぐっと変わってくるということは、これで言う赤の部分が減ったり、この黄色の部分が増えたりと、そういうことが再編（案）で、絵としてというか図として変わってくるということなんですね。

〇下水道課（大坪下水道課長）

はい、そうです。

〇Ｃ委員

分かりました。

○後藤会長
よろしいですか。

○Ｃ委員
はい。

○後藤会長
あと、僕も素朴な質問ですけど、その図が出た段階で住民がこれを閲覧したときに、どういうプロセスがあり得るんでしょうか。
例えば、下水道が予定されていたけど、自分の住んでいる地域は浄化槽の区域になったと。
それは納得し難いという意見はあり得るんでしょうか。あるいは、それによって何か変更という手続みたいなものがこのスケジュールの中に。例えばこの意見聴取、何を意見聴取するんですか。

○下水道課（大坪下水道課長）
スケジュールの７月で公聴会を予定しております。そこで一般公開という形になると思います。
後藤先生からおっしゃられたように、下水道から浄化槽に変わったから納得し難いとか、そういう話もあろうかと思います。
ただ、今回の検討はですね、あくまでも今後の小城市の下水道事業費がどうシミュレーションしていくかということによって、このまま下水道で進めていくべきか、浄化槽にすべきかというのを検討している中でやはり…。

○後藤会長
考え方をずっと説明してですね。

○下水道課（大坪下水道課長）
そうですね。正直、全部下水道ですれば住民さんの負担もかかってきますし、これからですね、使用料の改定も今後考えておりまして、実際多くの自治体が下水道使用料というの

は、今維持している費用を賄えてないという状況が多いので、ちょっとその辺の見直しも出てきて、下水道の使用料まで、そういうところまで跳ね返る可能性がありますので、そういうことも踏まえてこういう形になりましたという説明をする形になると思います。

〇後藤会長
これはあくまで個人的感想ですけど、先ほどの説明では経済比較という論拠でもって説明していくので、恐らく生活者レベルでいくと、使用料とかちょっとそういうものが分からないとみたいな話も絶対あるんで、それをどう、ここで説明できるのかどうかも含めて、先ほど指摘があったように経済比較とは何ぞやみたいなところまで分かる人は突っ込んで聞いてくる可能性もあるので、結構大変な作業かなと思って聞いておりました。
感想です。
ほかにいかがでしょうか。Ｄ委員、何かありますか。

〇Ｄ委員
よく分からないんですけども、自分は東新町に住んでいるんですけども、東新町の浄化施設の効率的な増設、更新というのがあるんですけども、どういうふうなことを考えていますか。

〇下水道課（大坪下水道課長）
東新町については今、大型の浄化槽が入っております。今、市のほうで管理しておりますけれども、今回の区域の見直しに関連して、これをどうするかというのは今検討しております。
ちょっと今の段階では、どうするかというのをちょっとこの場でお話はできないんですけれども、将来的にその東新町の大型浄化槽は更新するべきなのか、下水道につなぐべきなのかというのを今、検討しておりますので、この６月のまた勉強会ではお示しできるかと思います。

〇後藤会長
何か今、大きな課題とかあるんですか。

〇Ｄ委員
いや、詳しいことは見てないのでちょっと……。

〇後藤会長
ほかによろしいですか。

〇Ａ委員
さっき、これ現計画ということで、これまだしてないところがかなりあるというふうに思うんですけど、実際じゃあ６月でされるときですよ、今、赤の部分で点在しているようなところが結構何か、さっきのお話聞くと、何か変更されるんじゃないかという危惧がするんですけど。まあ確かにその管の流れからいくと、それに沿ったところは確かにそれに対応したほうがいいんでしょうけど、全然違うところもあるのは、それはもう早めにそのコストを考えれば、それは市営の浄化槽にしたほうがいいのかなというふうに思うんですけど。ただ、そこら辺の周知を早く住民の方にしていかないと、個人の家の一般家庭の家の今からの計画とかそういうのがあるから、早く対応できるほうがいいのかなと。

〇下水道課（大坪下水道課長）
分かりました。なるべく早く公表できるように進めていきたいと思います。

〇後藤会長
ほかによろしいですか。
私から意見というか要望というかでという感じですけど、都市計画審議会としては、決め方の方針、全体に対して、やはり妥当であるというチェックだと思うんですね。個別の地区がどうのこうのという議論はすべきではないと思うんですけども。だから、次回はしっかり資料を提示していただきたいと思いますし、これは計画図でありますし、整備、実施、実施、未整備みたいなものとか、先ほどの浄化槽にも種類があるんですかね、大型浄化槽とおっしゃいましたけど、私もあまり不勉強ですけども、何かそういう情報も併せて、基本的な考え方は経済比較ということなんでしょうけども、そのほかのですね、現状のデータみたいなものも併せて御提示いただいたほうがいいかなと思います。
そうしないと、４月に公聴会が開催されて、一応都市計画審議会で何というんですかね、

意見をもらったとして説明されるとするとある程度の情報は我々に返して、あくまで勉強会という形なんでしょうけど、そこでしっかり勉強させていただければなと。
よろしくお願いします。

〇下水道課（大坪下水道課長）
分かりました。

〇後藤会長
よろしいですか。
それでは、ほかに御意見もないということですので、この第２号議案については、今後も継続ということでいいですね。
よろしくお願いします。
事務局へ進行をお返しします。
本日これで終わりますけれども、１号議案に関しては答申書を作成して市長に提出をいたしますということを再確認させていただきたいと思います。

＜開会＞